

フランスにおける棚卸資産評価問題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学商学研究所 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森川, 八洲男 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10585

フランスにおける棚卸資産評価問題

森川 八洲 男

- 一 はじめに
 - 二 「再評価法」と棚卸資産評価
 - 三 第二次大戦後における「棚卸資産維持方策」の概観
-
- (一) 一九五二年までの「維持方策」
 - (二) 一九五二年以降の「維持方策」
 - (三) 「棚卸資産準備金」制度の検討
- 四 むすび

一 はじめに

第二次大戦後、フランスの企業会計およびその理論は、(一)会計原則の設定および(二)価格変動への対処、という二つの問題領域との対決にその精力の大半を傾注してきたといえよう。このような努力は、今日までのところ、(一)については「プラン・コンタブル」、(二)については固定資産再評価を中心とする「貸借対照表再評価法」と一連の棚卸資産「準備金」制度の設定となって結実したのであった。

(一) 数年来、「貸借対照表再評価法」については、西ドイツやアメリカなどの諸国で H. Klinkel, M. Caillez, および H.P. Holzer & H.M. Schönfeld などの諸教授により、またわが国においても、片野一郎教授や青木脩教授な

どによって研究が進められている⁽¹⁾。また棚卸資産「準備金」制度についても、部分的ながら、前記の諸教授や Jolivet 氏などによって考察がなされてきている⁽²⁾。

これら諸教授の研究は、フランス税法が採択してきた価格変動への対策が、「成長経済」に伴う漸進的な価格騰貴に直面し、その対策の案出を迫られている、これら資本主義諸国の企業会計およびその理論になんらかの指針を提供する、という問題意識から出発している点に共通性を有するといえよう。

ところで、本稿で取り扱う、「フランスにおける棚卸資産評価問題」は、萌芽的には、すでに戦時中のインフレ期に提起されたが、とくに第二次大戦直後の急迫したインフレーションと、五〇年代における価格の跋行的な変動のなかで、その対策の案出が要請され、それがほとんど毎年のように税法の改正を呼び起すという形で展開されてきたのである。このような「猫の目のように変貌する」棚卸資産評価法を十分理解するためには、何よりもまずその内容を体系的に整理・検討することが必要であると思われる。

さらに、このような税法改正には、それを支えるところの、一定の理論的な基礎が前提とされておらねばならないはずである。またこうした制度や理論は、戦後フランスの変貌して止まない経済的諸条件を鋭く反映するものといわねばならないであろう。

したがって、この問題のよりよい理解のためには、税法の關係諸規定の内容と、それを支える理論および経済についての相関的かつ体系的な考察が必要と思われる。

本稿は、このような視点から、フランスにおける棚卸資産評価問題を、とくに税法諸規定の内容とそれに関連する会計理論を中心にして論述せんと試みたものである。

(1) 「貸借対照表再評価法」に関する文献については、拙稿「第二次大戦後フランスにおける減価償却政策の展開」明大商学論

叢四八巻二号、九〇—一頁を参照されたい。

(2) これらの国で最近発表された、フランス棚卸資産会計に関する文献としては次のようなものがある。
西ドイツ

○ H. Klinkel; Die Bewertung in der französischen Jahresbilanz, 1961.
アメリカ

○ H.P. Holzer & H.M. Schönfeld; "The French Approach to The Post-War Price Level Problem", The Accounting Review, April 1963.

○ V. Jolivet; "The Current French Approach to Inventory Price Level Problems", The Accounting Review, July 1964.

日本

○ 片野一郎「貨幣価値変動会計」一九六二年。

○ 青木 脩「棚卸資産維持に関する一考察」愛知大学法経論集四一号。

「貨幣価値変動時における棚卸資産維持方法」企業会計一五巻三号。

二 「再評価法」と棚卸資産評価

第二次大戦によって西欧諸国のうちドイツにつぐ莫大な損害を蒙ったフランスは、四七年から実施された「マネ・プラン」と称する「基幹重工業部門の再整備とその近代化に関する計画」をてこに、その歴大な戦禍を復旧することにまらず、さらに生産設備を近代化して資本蓄積を推進し、以て国民経済の復興をはからんとしたのである。しかるに、国内では、しばらくの間安定を保っていたフランスの価値が第二次大戦勃発を契機として加速度的に下落しはじめ、それに伴い、著しい物価騰貴が進行しつつあった。

このように著しく加速度的な物価騰貴に遭遇して、取得原価主義会計はその限界を露呈するに至る。すなわち、各

種財貨が種々の異なる価格水準に基づいて計上される結果、貸借対照表はその現実的意義を喪失する。他方、損益計算上で、インフレートした現在の収益に、過去の低い価格水準を反映した、取得原価に基礎をおく費用が対応されるために、計上利益の中にはインフレ利益が含まれ、これをもってしては、とうてい「適正な」経営成果を測定することはできない。しかも、その利益がそのまま税金や配当金の形で企業外に流出してしまえばフランス経済復興の担い手である個別資本の再生産過程の維持が危うくなるに至る、といわれた。⁽¹⁾

終戦後フランスの企業会計がまず直面した緊急課題は、このような危急にいかに対処すべきか——著しく加速度的な物価騰貴の下で効力を発揮する具体的な会計方策を考案し、しかもそれを会計実践を規制する法規、とりわけ税法で承認させ、なんらかの税務上の恩典をかちとる点にあったといえよう。しかして、企業の側におけるこのような減税の要求は、戦後のフランス経済復興の礎となる企業資本の蚕食を防止せんとするフランス政府の政策的意図と合致して、一九四五年八月一五日付「貸借対照表再評価法」(réévaluation des bilans, révision des bilans)となつて結実したのである。⁽²⁾

税務上の応急措置として登場した、この「貸借対照表再評価法」は、各企業に対して、その貸借対照表項目のうち、(1) 有形固定資産、および暖簾 (fonds de commerce) と創業費とを除く無形固定資産の取得原価ならびにこれら資産の減価償却費累計額

(2) 有価証券 (投資証券を含む)

(3) 外国貨幣の債権・債務

を、原則として、卸売物価の変動を斟酌して作成された法定再評価係数 (co-efficients de réévaluation) に基づいて再評価することを許容した。そうすることによって、この再評価法は、(一) 貸借対照表にその財政状態表示機能を回復させ

るとともに、とりわけ固定資産について、貨幣の減価から生じた再評価益 (plus-values de réévaluation) を課税対象からはずし、新しく算定された再評価額をそれ以後の償却費計算の基礎とすることを認めることによって、(二)インフレ利益を除去し、経済復興の推進力たる企業資本の維持をはかることを目的としたものであった。⁽³⁾

しかも、フランス政府は、四八年五月一三日付法律によって、このような再評価後の減価償却を通じて回収した資金を一定期間内に生産設備へ再投資すべきことを規定し、⁽⁴⁾減価償却による自己金融を通じて、戦後のフランス経済の復興に必要な生産設備の増設およびその近代化を推進せんとしたのである。フランス政府がこのように減価償却資金の即時再投資という方法を採用したのは、社会的資本の不足・金融市場の狭隘化に悩みながらも、⁽⁵⁾生産設備の増設を急務とする当時のフランス経済にとって、減価償却の形で回収した資金を必要生産設備に即時かつ連続的に再投資することこそが、限られた資金の最大限利用を確保し、生産力の増大を達成する唯一の道であると考えられたからにほかならない。⁽⁶⁾

再評価に関するこの規定は、右にみたように、特に企業資本維持の側面を強調しているのであり。したがってその限りでは、たとえ「貸借対照表再評価法」と呼ばれるにしても、その後の償却費計算の基礎となる固定資産の新帳簿価額の確定に最大の注意を向けていることは充分首肯できよう。

ただ一つ注目すべきは、この再評価法では、企業利益計算したがって資本維持計算のプロセス——とくに費用の測定において、固定資産項目について重大な役割を演んずる棚卸資産項目がとり上げられていない点である。棚卸資産項目がこのように再評価法からはずされ、「原価、または時価が原価より低いときには時価で」(au prix de revient ou au cours du jour si ce dernier était inférieur au prix de revient) 評価されるようになった理由を、Petit は、四五年施行の「平価切下法」(loi de dévaluation monétaire) によりその後における貨幣価値の安定が予想されたという点に求め

ている。彼は次のようにいう。

「一九二九年の通貨法が物価のかなり長期（七年）にわたる安定のみならず、下落さえをも伴ったという過去の歴史を想起するとき、今回の法律（引用者注・四五年の平価切下法を指す）によるフラン価値下落の容認の後にも、それと同じ現象が再現するだろうと予想されたのであった。このような幻想にとらわれて、貸借対照表に計上される棚卸資産は、再評価からはずされ、以後、取得原価（引用者注・但し時価が原価より低くなったときは時価）で計上される旨宣言されることになった」と。⁽⁷⁾

だが、その後のフランス経済の現実の動向は、行政当局のこのような新フラン価値安定の期待を完全に裏切る結果となった。フラン価値はその後も依然として下降線を描き続け、その回復の望みは絶たれるに至ったのである。

ここに経済界は行政当局の現実を無視する態度に抗議し、やがてそれが容れられ、一九四八年五月の法律による税務上の恩典を皮切りに、以下一連の棚卸資産準備金制度の登場をみることになったのである。⁽⁸⁾

第二次大戦後——とくに四八年以後フランス税法で容認された一連の棚卸資産価格変動利得排除法に立ち入る前に、その先駆をなした、一九四一年一月三〇日付省令による「棚卸資産更新準備金」制度（*provision pour renouvellement des stocks*）を概観したい。この更新準備金制度が、四八年以降に登場した一連の棚卸資産準備金制度に少なからざる影響を及ぼしたと考えられるからである。

一九四一年省令による「棚卸資産更新準備金」制度

これまで、行政当局は貨幣の減価による棚卸資産の価格騰貴分を課税利益の中に算入してきた。しかるに、この省令は、恒常数量とみなされる基準棚卸資産（*stock de départ supposé constant en quantité*）の名目的増価分に相当する額の準備金を期末に純利益（*benefice net*）から控除することを認めたものであり、その意味で、法人税の確定に関する

税法上のドクトリンに重大な転換を画したものと評価されている。⁽⁹⁾

ここに基準棚卸資産とは一九三九年九月一日以前に作成された最後の財産目録（この日以降に設立された企業の場合にはその最初の財産目録）において存在する棚卸資産をいい、その評価額は（それ以降の年度の財産目録において存在する棚卸資産と同様に）取得原価、または時価がそれより低いときには時価に基づいて算出されるべきである、とされた。

課税利益からの控除が認められる準備金は、このようにして計算された基準棚卸資産評価額に、当初の棚卸資産を構成する原材料、消耗品または商品の卸売価格の変動に照応する係数を乗じ、得られた積を限度としてその範囲内で設定される。⁽¹⁰⁾

棚卸資産更新準備金設定額の計算例

たとえば、基準棚卸資産が 400, 000frs である場合に、1942 年度末に設定されうる準備金の最高限度額は次のように計算される。

基準日を 1 とする法定係数 1. 40

400, 000frs × 0. 40 = 160, 000frs

右のように計算された準備金は「基準棚卸資産更新準備金」(provision pour renouvellement du stock de départ) なる表題で貸借対照表貸方に計上されるが、その額は係数の変動に応じて改訂されることになる。⁽¹¹⁾

棚卸資産更新準備金制度は、このようにして、貨幣の減価による基準棚卸資産の増価分に相当する額の準備金の設定を許し、課税利益から架空利益 (bénéfice apparent) を排除することによって、価格の騰貴にかかわらず、基準日と同量の棚卸資産の更新・維持を可能ならしめることを目的とするものであり、⁽¹²⁾ その限りでは、いわゆる「恒常在高法」(stock-outil, eiserner Bestand) と同じ会計思考に立脚するものといえよう。

棚卸資産更新準備金制度の基底に、恒常在高的思考が存するという、この指摘は、フランスの代表的な、会計学者 Batardon の棚卸資産の更新に関する所論によって裏付けられよう。彼は、その著「財産目録と貸借対照表」(L'Inventaire et le Bilan) の「棚卸資産に関する税法上の規定」なる節において、次のごとく論じている。

価格の安定期には企業はその棚卸資産を容易に更新することができる。だが、貨幣価値の下落期には事情が異なる。つまり、このような時期には、商品を仕入れそれを販売するまでの間にその仕入価格は騰貴する傾向があり、したがって企業がもし販売価格を實際仕入価格に基づいて決定するようなことになれば、その商品を再調達する際にそれに必要な資金を保有することができなくなるであろう。ここに、企業が商品の販売に際してその取替価格を斟酌すべき理由が存する。では、そのためにはどのような会計処理が必要なのか。次のごとき取引例によって説明しよう。

某企業は単価一、〇〇〇フランの商品を一〇〇個購入した。しかして、売価は、一般に、仕入価格の五割増として決定されるものとする。しかるに、販売時に、商品の価格は騰貴し、単位当りの取替価格が一、四〇〇フランになったとすれば、当企業は、その商品の売価をこの取替価格の五割増と定め、単価二、一〇〇フラン（総額二二〇、〇〇〇フラン）でこれを販売するであろう。

この取引を（価格の騰貴を無視して）仕訳すれば次のようになる。

（借方） 仕 入 一〇〇、〇〇〇

（貸方） 仕入先勘定 一〇〇、〇〇〇

（借方） 得意先勘定 二二〇、〇〇〇

（貸方） 売 上 二二〇、〇〇〇

（借方） 売買損益 一〇〇、〇〇〇

(貸方) 仕 入 一〇〇、〇〇〇
 (借方) 売 上 二二〇、〇〇〇
 (貸方) 売買損益 一一〇、〇〇〇

この一連の仕訳を転記した後の売買損益勘定 (Resultat des ventes) は、一一〇、〇〇〇フランの貸方残高を示すが、それは架空利益 (Bénéfice apparent) を含んでいる。というのは、そのうちの「一部四〇、〇〇〇フランは、たんに当該商品一〇〇個を再調達するために、取得価額一〇〇、〇〇〇フランを補充するものであるにすぎず、決して実際利益 (Bénéfice effectif) を構成するものではないからである。したがって一一〇、〇〇〇フランの計上利益は、次のごとく仕訳記入を通して、実質利益 (Bénéfice réel) 七〇、〇〇〇フランと架空利益 (Bénéfice apparent) 四〇、〇〇〇フランとに分解されるべきである。

(借方) 売買損益 四〇、〇〇〇
 (貸方) 棚卸資産更新基金⁽¹³⁾ 四〇、〇〇〇
 (借方) 売買損益 七〇、〇〇〇
 (貸方) 損 益 七〇、〇〇〇

だが、右のような仕訳記入は理論的ではあるが、実際的ではない。売上の度毎にこのような記入をおこなうことは不可能だからである。したがって、「売買損益」勘定の貸方残高を分解するための記入は期末に一括しておこなわざるをえなくなる。しかるに、この場合には「更新基金」勘定に計上されるべき金額を正確に決定することは不可能であるという問題が生ずる。この問題を解決するには次のごとき方法に頼らざるをえない。

ある商品の期首における価格指数は一であった。ところが、貨幣価値が下落したためにこの指数は期末には一・八となった。他方、期首在庫数量を恒常的なものと考へて、その評価額を一、〇〇〇、〇〇〇フランとすれば、当該商

品の期末価値は、この評価額に新指数一・八を乗じて得られた積すなわち一、八〇〇、〇〇〇フランとなる。したがってこの場合八〇〇、〇〇〇フランの名目的増価が生じたことになる。この八〇〇、〇〇〇フランこそ「損益」勘定 (Resultat) から「棚卸資産更新基金」勘定へ振替えねばならない金額である。明らかにこの処理は厳密な意味では現実と合致しない。だが、絶対的な正確さ (exactitude absolue) を実現することは實際上不可能であり、このような方法で満足しなければならない。⁽¹⁴⁾

Batardon が呈示する方法こそほかならぬ四一年省令による前記の棚卸資産更新準備金制度を指すものであることは改めて指摘するまでもなからう。フランス税法における棚卸資産更新準備金制度は、このように Batardon によれば、もっぱら計算可能性という観点から期中の帳簿記入は従来の伝統的会計方法に依拠しながらも、期末修正計算を通じて、恒常有高とみなされる基準棚卸資産に生じた名目的増価額を当期利益にチャージし、課税利益の計算から除去するものとして理解されている。

ひき続き、Batardon は、この更新基金設定の資本維持効果ならびに更新基金勘定の性質について次のように論じている。

すでにみたように、更新基金は、棚卸資産の期末価値 (または取替価値) が同一資産の原始価値を超える価値を表わすものである。だがこの増価額は架空のものにすぎない。企業は最初に保持していたのと同じく同量の財を処理するにすぎないのであって、以前に比べて決して富裕になったわけではない。それ故に、更新基金は企業資本を棚卸資産価値の単なる名目的増価に調和させるという効果をもつにすぎないものである。

この更新基金は、論理的には資本金自体に組み入れられるべきであり、その結果資本金は減価した現実の貨幣単位で表わされることになる。だがこの処理法にしたがえば、貨幣の恒常的な減価の時期には、その価値の下落に応じて

資本金をつぎつぎに増額しなければならなくなる。この不便を避けるために、更新基金はたとえば「資産増価」(plus-values sur éléments d'actif)なる仮勘定に振替えられる。この勘定は、資本金の延長にほかならないが故に、一時的に貸借対照表貸方資本の部に表示され、貨幣価値が安定したと考えられる時に資本金へその単なる名目的増価として組み入れられることになる。

「資産増価」勘定の相手項目は何か。それは、棚卸資産の取替がおこなわれる以前には、更新価格の変動に応じて割増された価額で当該財を販売することによって企業にもたらされた、追加的流動資産 (disponibilités supplémentaires) であり、取替がおこなわれた後には、それと同じ額だけ絶対価値の増加した棚卸資産自体である⁽¹⁷⁾と。

フランス税法で承認された棚卸資産更新準備金制度は、このように、恒常在高とみなされる基準日の棚卸資産を出発点とし、その期中における名目的増価に相当する額を準備金として設定し、課税利益を減少せしめることによって、基準日と同量の棚卸資産の維持を目的としたものである。この更新準備金制度は一九四五年に廃止されるに至ったが、その基底に流れる、このような資本維持思考は、一九四八年以降に再び登場した一連の準備金制度に一貫して継承されて行ったのである。

(1) たとえば、G. Depallens; *Gestion Financière de L'Entreprise*, 1963, p. 59, p. 63. 青木脩教授「フランス資本維持会計の一考察」会計八三巻五号、五九頁参照。

(2) 片野一郎教授、貨幣価値変動会計、一九六三年、三六八頁。拙稿「第二次大戦後フランスにおける減価償却政策の展開」明大商学論叢、四八巻二号、九九頁。

(3) この貸借対照表再評価法については左の文献を参照されたし。

G. Depallens; *Gestion Financière de L'Entreprise*, 1963.

Léon Petit; *Le Bilan dans Les Entreprises*, 1961.

Maurice Mareuse & Jean Natat; *Le Bilan*, 1958.

L. Retail; *L'Amortissement Industriel*, 1953.

Gaston Defossé; *La Gestion Financière des Entreprises*, 1956.

青木脩「貨幣価値変動とフランス会計制度」愛知大学一五周年記念論文集。

同 「フランス資本維持会計の一考察」会計、八三巻五号。

片野一郎「貨幣価値変動会計」。

前掲拙稿。

(4) 片野一郎教授、前掲書、三七三～四頁。

(5) L. Retail; *op. cit.*, p. 36.

(6) 前掲拙稿、九九頁。

(7) L. Petit; *op. cit.*, pp. 66～7.

(8) L. Petit; *op. cit.*, p. 67.

同様に Klinkel もこの間の事情を次のように説明してゐる。

「フランス税務当局は、第二次大戦後、なにかんずく一九四五年一月二六日付法律に基づき、フランの価値を新しく確定することによって貨幣価値の安定が回復されんことを望んだ。したがって、棚卸資産は依然として再評価の範囲から除外されている。だが、まもなくフランに託された期待が人をあざむくものであることが判明したので、棚卸資産についてもまた、税務上の恩典がへり出されねばならなくなつた」と。H. Klinkel; *Die Bewertung in der französischen Jahresbilanz* 1961, S. 123.

(9) Batardon; *L'Inventaire et Le Bilan* 1950, p. 459.

(10) (11) Batardon; *op. cit.*, pp. 459～60.

L. Petit; *op. cit.*, p. 65.

G. Defossé; *op. cit.*, pp. 100～1.

(12) L. Petit; *op. cit.*, p. 65.

渡辺進教授「棚卸資産準備金の基底」国民経済雑誌、八七巻三号、二頁。

(13) Batardon 24 *Fonds de renouvellement des stock* なる名称の勘定科目を用いてゐる。

- (14) Batardon: op. cit., pp. 457~8. なお、Batardon のこの所論は渡辺進教授の前掲論文にも紹介されている。参照されたい。
 (15) Batardon: op. cit., pp. 458~9.

三 第二次大戦後における「棚卸資産維持方策」の概観

すでに一言したように、一九四五年に平価切下法が施行されたにもかかわらず、フランの価値はその後も依然として下落し続けた。工業品卸売物価指数 (indice des prix industriels) は、四五年八月の四三五から、翌四六年末には七三九、四七年末には一、〇〇一、そして四八年八月には実に一、七五七にも達したのであった。⁽¹⁾

このような事態に遭遇して、行政当局は、四八年の法律によって、もともと戦時インフレーションの一時的な善後策として一九四六年一月一日以前に終了する会計年度の貸借対照表だけに適用されることになっていた「再評価法」に恒久的な性格を付与し、その後の年度の貸借対照表にも引続き適用することを、許容するとともに、⁽²⁾他方またこの「再評価法」からはずされた棚卸資産についても、ある種の税務上の恩典を与えることによって、企業とくに巨大企業の要請に答えざるをえないようになるに至ったのである。

この四八年五月一三日付法律による税務上の恩典を皮切りに登場した、一連の棚卸資産価格変動利得排除法を次に概観しよう。

(一) 一九五二年までの「維持方策」

[I] 一九四八年五月一三日付法律六条による税務上の恩典

製造企業は、経営上必要な在庫品の調達のために投下される利益部分に対して (pour la fraction du bénéfice qui est investie dans les approvisionnements nécessaires à l'exploitation) 一九四八年に課せられる税金を、暫定的に、 $\frac{1}{2}$ に減額

することができぬ。

だが、その後、一九五二年に終了する会計年度末の在庫数量が、棚卸の結果、一九四六年のそれよりも少ないことが判明した場合には、(この恩典によって)課税を免除された利益のうち実際の在高減少に相当する部分は、一九五三年に課税の対象とされるようになった。したがって、この場合に、利益が同じであると仮定すれば、租税支払が延期されたにすぎず、企業への贈物は未だ極めて小さなものであったといわれる。⁽³⁾

〔Ⅱ〕 同四八年一月九日付省令二八〇条による「在庫品補充準備金」(dotation pour provisions techniques)*

* これを文字通りに翻譯すれば「技術的消耗品準備金」となるが、実際はもっと広い意味で用いられていたようである。この *par* 'Autlerman の訳語' 'Rücklage für Auffüllung der Lagerbestände' といふた (H. Klinkel; a. a. O., S. 124.)

この規定は、前記〔Ⅰ〕の恩典を享受する製造企業に対して、一九四八年に終了する会計年度に限り、「在庫品補充準備金」の設定を許容したものである。それは、予想に反して貨幣の減価が続いたために、一九四六年以降の貨幣価値変動への対策の一つであり、同じ時期の「貸借対照表再評価法」の改正に呼応するものであった。⁽⁴⁾ この準備金はたんに租税負担を減少せしめるだけでなく、貸借対照表に計上される課税利益額そのものをも減少せしめるという点において、前記〔Ⅰ〕の措置とは異なるものであるといわれる。⁽⁵⁾

準備金として許容される最高限度額は、次の二つの数字のいずれか小さい方によって算出される。

- (1) 一九四八年に終了する会計年度の期首と期末との在庫額の差額 (この金額は、同省令一〇条にしたがい、取得原価、あるいは決算期における時価が原価より低いときには時価によって算出される)

- (2) 一九四八年に終了する会計年度の末における在庫額の $\frac{1}{2}$ に相当する額

(計算例)

期首在庫額	3,000,000 frs
期末在庫額	10,000,000

(1) $10,000,000\text{frs} - 3,000,000\text{frs} = 7,000,000\text{frs}$

(2) $\frac{10,000,000\text{frs}}{2} = 5,000,000\text{frs}$

準備金設定額 5,000,000frs

ところで、このようにして算出された準備金設定額の全額に対して税務上の恩典が与えられたわけではない。このうち $\frac{5}{8}$ に対しては法人税 (impôt sur les sociétés) が課せられ、残余の $\frac{3}{8}$ に対してのみ五四年まで課税が猶予されたのである。⁽⁶⁾

この税務上の措置は、当初は製造企業だけに認められたにすぎなかった。この種の企業の利益数字は、在庫品回転率が一般に小さいために、歪曲される危険が大きいと考えられたからである。⁽⁷⁾ところが、四九年三月一七日付省令によって、在庫品回転期間が一月以上の販売企業にもその適用が認められるようになった。⁽⁸⁾

この場合、準備金の最高限度額は、前記四八年の省令に基づいて計算された額のうち、在庫品回転期間が

六カ月およびそれ以上の場合には 一〇〇%

六カ月以下三カ月までの場合には 七五%

三カ月以下二カ月までの場合には 五〇%

二カ月以下一カ月までの場合には 二五%

である。

その後、この準備金制度は、五〇年一〇月六日付省令によって、四九年に終了する会計年度にまで拡張適用されることになった。⁽⁹⁾

この準備金制度について注目すべきは、利益操作の余地が存する点である。つまり、右にみた「準備金」の計算方式は、企業が期末在高を著しく増すことによって、当該年度に許容される準備金設定額を高め、課税利益数字を歪曲する可能性をはらんでいるのである。このような意味の操作可能性は、後にみる[V]の準備金制度にも依然として残されている。

[III] 四八年二月九日および翌四九年五月二八日付省令による「相場変動準備金」(provision pour fluctuations des cours)

これは、国際市場で取得される原材料の第一次加工をフランス国内で営む企業に限り、一九三八年、三九年、四六年および四七年の平均値を「基準在庫額」とし、その名目的増価額に相当する準備金を免税の下に設定することを許容したものであり、特殊な規定である。⁽¹⁰⁾

[IV] 五一年三月八日付省令による「棚卸資産準備金」(décote ou dotation sur les stocks)

この省令は、製造および販売企業に対して、一九五〇年に終了する会計年度の貸借対照表に「décote」または「dotation」を設定することを許容し、以て棚卸資産に投下される利益部分に課せられる税負担の軽減(allegement de la charge fiscale qui atteint les bénéfices investis dans les stocks)を目的としたものである。⁽¹¹⁾

「décote」が当該棚卸資産額からの直接控除として貸借対照表の借方にマイナスの符号をつけて掲げられるものであり、その適用が複式簿記を利用しない企業に限定されるのに対して、「dotation」は課税利益に賦課することによって設定された準備金で貸方の部に記載されるものであって、Kinkelの表現を借りれば「経営経済的観点からその計算

制度を構築した⁽¹²⁾」企業に適用されるものである。Holzer-Schünfeldによれば、この「dotation」は課税利益への賦課によって排除された価格水準利得(price level gains)の一切が充当されるプールとしての機能の担い手であり、価格下落期にはその一部が価格水準損失(price level losses)を相殺するために課税利益に加算されたのであった⁽¹³⁾。

準備金として許容される最高額は次のように計算される。すなわち、一九五〇年度の期首および期末の棚卸額に、異なる財貨毎に決定された個別指数を乗じて両時点における評価額を算出する。そして、このように算出された期首および期末の評価額のうち小さい方が——それが期首棚卸額と期末棚卸額との差額を超えない限り——最高限控除額となる⁽¹⁴⁾。

(計算例)

某企業は、1950年に終了する会計年度の初めに10,000,000frs、終りに11,000,000frsと評価される在庫品「紙」(Papierworrat)を所有していた。「紙」に適用される指数は、開始貸借対照表に対しては15%、決算貸借対照表に対しては12%である。

- (1) 期首評価額 10,000,000frs \times 0.15 = 1,500,000frs
- (2) 期末評価額 11,000,000frs \times 0.12 = 1,320,000frs

この場合、評価の対象となった期首棚卸額と期末棚卸額との差額は、1,000,000frs (11,000,000frs - 10,000,000frs) だから、準備金の最高限度額は、1,320,000frs ではなく、1,000,000frs である。(H. Klinkel, a. a. O., SS. 125-6.)

この準備金制度について特に注目すべきは、設定額計算の基礎として特殊価格指数(右の計算例では「紙」という特殊財貨の価格指数が用いられている)が採択されている点である。棚卸資産価格変動利得の排除を目的とする、この準備金制度が実体資本維持思考に立脚するものであるといわれるゆえんはこの点に求められるものであり、このような意味

において、前記〔I〕から〔III〕までの諸制度と本質的に異なるものといえよう。前記〔I〕〔II〕〔III〕の諸制度はいずれも購買力資本
 持維思考に立脚したものである。

この点について詳言すれば、前記の諸制度がひとしく四〇年代後半における急激なインフレーションへの対策としてインフレ架空利得の除去——購買力資本維持を目的としたものであり、その限りで固定資産再評価を中核とする「再評価法」と同じ会計思考に立脚するものであるに對して、この棚卸資産準備金制度は、五〇年代初頭にみられるじめた個別価格の跛行的な変動という経済的条件に根ざす価格変動利得排除法であり、時期的には「加速償却」制度 (amortissement accéléré) に呼応するものである。⁽¹⁵⁾ 両者は、このように、そのよつて立つ社会経済的基盤を異にするものであるといえよう。

フランス税法におけるこのような棚卸資産価格変動利得排除法は、次の〔V〕にみられるように、「必要在庫」概念の導入によつて一層精巧なものとなり、それに伴つて実体資本維持思考がさらに前面に押し出されるに至るのである。

五〇年代にみられる個別価格の不均等的な変動の進行こそこのような変容をうながした原動力である。

(二) 一九五二年以降の「維持方策」

〔V〕 (1) 五二年四月一四日付法律および同年五月七日付省令による「棚卸資産準備金」(décote ou dotation)⁽¹⁶⁾
 この新規定は、ある程度前記〔IV〕の制度を踏襲したものとはいへ、⁽¹⁶⁾ 「必要在庫」(stock indispensable)なる概念を新しく導入したという点ではきわめてユニークなものであるといわねばならない。この準備金制度は、このようにフランス税法に新しく導入された「必要在庫」を基礎にして、その期中における名目的増価分に相当する額を課税利益にチャージすることによつて価格変動利得を排除せんとしたものである。

ではこの棚卸資産準備金制度の基礎をなす「必要在庫」とはどのようなものか。五二年五月七日付省令は、この

「必要在庫」を一九四九年度および五〇年度の平均期末在庫高と定義し、それを確定する方法として次の二つを定めている（後にみるように、この二つの方法は毎期の準備金設定限度額を構成する最高限変動額の計算方式を異にする）。

- (1) 原材料については四九年度および五〇年度末における在庫数量の平均である——数量法 (système quantitatif)
- (2) 製品、半製品および消耗品については四九年度および五〇年度末における平均原価に基づく在庫金額の平均である——指数法

但し、製品および半製品についてもその数量が財産目録から正確に把握できる場合には、数量法を用いることができる。企業が一度この方法を選ばばもはや変更することは許されない。

なお、基準年度たる四九年および五〇年中に会計年度を締切らなかつた企業や、五〇年一月三日以降に設立された企業については、五〇年一月三日以降に作成された最初の財産目録記載の在庫が「必要在庫」決定の基礎となる。⁽¹⁸⁾

このようにして四九年度および五〇年度末の在庫を出発点とし、在庫品の種類毎に確定された「必要在庫」は、再検討 (revision) に至るまでの間、「décote」または「dotation」を計算する基礎として役立つことになる。つまり、原理的には、この「必要在庫」を基準とし、その期中における増価分に相当する額が各会計年度末に準備金に算入されるべき最高限度額となるのである。

この「必要在庫」の再検討は四年毎におこなわれ、先行する三会計年度の貸借対照表日における在庫の平均に基づいて修正されるべきであるとされた。⁽²⁰⁾

次に、このような「必要在庫」概念と結びついた「décote」または「dotation」の計算方法を考察しよう。

「décote」または「dotation」の計算にあたっては、(1) 基準額、(2) 変動額の二つの要素が考慮に入れられ、両者の

和が貸借対照表に記載される準備金の最高限度額を構成する。

ここに基準額とは一九五〇年度の「decote」または「dotation」の額を指す、また変動額とは前記の「必要在庫」のその後における増価分を意味し、各会計年度中に「decote」または「dotation」に組入れられるべき最高限度額を表わす。⁽²¹⁾

しかして、この変動額は、「必要在庫」の場合と同様に、(1)原材料については数量法、(2)製品、半製品および消耗品については指数法によって計算される。その計算は棚卸資産の種類毎に個別的におこなわれることを要する。

(1) 数量法

この方法の下では、一会計年度の最高限変動額は、当該年度の平均単価と基準年度の⁽²²⁾それとの差額を、「必要在庫」として限定された在庫数量に乗じて計算される。⁽²³⁾

(計算例)

資料〔1〕にみられる原材料AおよびBを所有する企業は、1954年12月31日に終了する会計年度の最高変動額を次(資料〔2〕)のように計算すべきである。

〔1〕資料

必要在庫	平均単価
(1949および50年度の在庫量の平均)	1950年度 1954年度
原材料 A 400 t	29,000ffrs/t 36,000ffrs/t
原材料 B 200 t	34,000ffrs/t 31,000ffrs/t

〔2〕 原材料に対する最高限変動額の確定

原材料 A……400×(36,000-29,000) = +2,800,000frs

原材料 B……200×(31,000-34,000) = -600,000frs

原材料に対する最高限変動額……2,200,000frs

(2) 指数法

この方法は、取得原価に基づいて評価された基準年度の「必要在庫」額に、当該年度に相当する法定価格変動指数を乗じてこの積から基準年度の「必要在庫」評価額を控除して最高限変動額を算出する。⁽²⁴⁾

(計算例)

前例の企業が、同時点において、原材料以外に製品 X 半製品 Y および消耗品 Z を在庫していた (資料〔1〕参照) とすれば、これら在庫品の最高限変動額は〔2〕のように計算される。

〔1〕資 料

必 要 在 庫	指 数
(1949年および50年度の在庫額の平均)	1954年度

製 品 X 6,000,000frs……………1.10

半製品 Y 8,000,000frs……………1.25

消耗品 Z 4,000,000frs……………1

〔2〕製品、半製品および消耗品に対する最高限変動額の確定

製 品 X……(6,000,000×1.10)-6,000,000 = 600,000frs

半製品 Y……(8,000,000×1.25)-8,000,000 = 2,000,000frs

消耗品 Z ……(4, 000, 000×1.00) — 4, 000, 000 = 0 frs

製品、半製品および消耗品に対する最高限変動額 2, 600, 000frs

かくして、当企業が、1954 年 12 月 31 日現在に、設定し、当期の課税利益から控除しうる「décote」または「dotation」の最高限度額は、

1954年度の原材料に対する変動額 2, 200, 000frs

1954年度の製品、半製品および消耗品に対する変動額 2, 600, 000frs

4, 800, 000frs となる。

この場合、基準年度 1950 年度の「décote」または「dotation」を 1, 500, 000frs とすれば、1954 年度末の貸借対照表に記載される「décote」または「dotation」の最高限度額は 1, 500, 000frs+4, 800, 000frs=6, 300, 000frs となる。

業 論 学 商

ii) 五七年七月一九日付省令による若干の修正

この省令によつて、一九五六年度には、前記(i)の省令に基づく算出額のすべてを免税の恩典によつて「décote」または「dotation」として認定するものと認められなくなった。「décote」または「dotation」として認定を許されたのは、右の算出額からこの「一九五六年度の計算上の最高限控除額と一九五五年度の実際控除額との差額の「14」を控除した額である⁽²⁶⁾。つまり、前記(i)の省令と異なるところは「一九五六年度の計算上の最高限控除額と一九五五年度の実際控除額との差額の「14」が免除の恩典によつてなくなった点である⁽²⁶⁾。

(計算例)

前例の企業が 1956 年 12 月末日に設定しうる「décote」または「dotation」の計算例を示そう。なお、当企業

は 1955 年 12 月末日に「必要在庫」の再検討をおこなっている。

【1】 資 料

(a) 必 要 在 庫 平 均 単 価

(1952, 53 および 54 年度の在庫数量の平均) 1954 1956

原材料 A 500 t 36,000frs/t 40,000frs/t

原材料 B 300 t 31,000frs/t 32,000frs/t

(b) 必 要 在 庫 指 数

(1952, 53 および 54 年度の在庫金額の平均) 1956

製 品 X 7,000,000frs 1.30

半製品 Y 9,000,000frs 1.20

消耗品 Z 5,000,000frs 0.90

(c) 1955 年 12 月末日における実際控除額は 8,900,000frs であった。

【2】 1956年12月末日における最高限変動額の計算：

(a) 原材料 (数量法)

A $500 \times (40,000 - 36,000) = 2,000,000\text{frs}$

B $300 \times (32,000 - 31,000) = 300,000\text{frs}$

最高限変動額 (原材料) $2,300,000\text{frs}$

(b) 製品, 半製品および消耗品 (指数法)

製 品 X……………(7, 000, 000×1.30)−7, 000, 000=2, 100, 000frs
 半製品 Y……………(9, 000, 000×1.20)−9, 000, 000=1, 800, 000frs
 消耗品 Z……………(5, 000, 000×0.90)−5, 000, 000=−500, 000frs
 最高限変動額 (製品, 半製品および消耗品) ……………3, 400, 000frs

〔3〕 1956年12月末日付貸借対照表に記載される計算上の最高限控除額の確定:

基準額 (=1954年12月末日の最高限控除額) 6, 300, 000frs
 最高限変動額 (数量法による) 2, 300, 000frs
 最高限変動額 (指数法による) 3, 400, 000frs

計算上の最高限控除額 12, 000, 000frs

〔4〕 同56年12月末日における, 免税の対象となる最高限控除額の計算

計算上の最高限控除額 (1956年12月末日) 12, 000, 000frs
 実際控除額 (1955年12月末日) −8, 900, 000frs
 3, 100, 000frs

税務上の恩典によくさなない部分 (1957年7月19日付省令にしたがって):

$$3, 100, 000 \times \frac{1}{4} = 775, 000\text{frs}$$

免税の対象となる最高限控除額:

$$12, 000, 000 - 775, 000 = 11, 225, 000\text{frs}$$

かくして, 1956年12月31日付貸借対照表に計上される「décote」または「dotation」は 11, 225, 000frs を超えて

はならず、それ故にまた、当会計年度末に当期課税利益に賦課し、新しく「décote」または「dotation」に組入れられる最高限度額は、 $11,225,000 - 8,900,000 = 2,325,000$ ffrs となる。

(iii) 同五七年一月三日付省令による若干の修正と補足

この省令によって、「必要在庫」は、その後、従来の三会計年度の期末平均在庫に代えて、五会計年度（五〇年度から五四年度に至る）の期末平均在庫高として計算されることになった。⁽²⁷⁾ 加えて、この「必要在庫」の再検討期間は四年から十年に拡大されるべき旨が規定された。⁽²⁸⁾

一九五七年以降の決算貸借対照表に記載される最高限控除額は、

(1) 前記の「必要在庫」に関する新しい定義

(2) 新しい最高限控除額計算に基づく「décote」または「dotation」充当額の $\frac{1}{4}$ の利益への振戻し（前記(ii)の五七年七月一九日付省令一条）

を斟酌して算出された額を超えることはできない。このようにして算出された額は、後日価格変動が生じた場合にそれに応じて増額される。⁽²⁹⁾

価格変動は、一九五七年度にはその額の八五%を限定として斟酌されるにすぎず、またそれ以降の年度には最後の二年度の価格平均にしたがって斟酌されることになる。⁽³⁰⁾ とされた。

（計算例）

前例の企業が1957年12月末日付貸借対照表に計上しうる「décote」または「dotation」の計算例を示す。

【1】資 料

(a) 原材料

新 必 要 在 庫

平 均 単 価

(1950年から54年に至る5会計年度の在庫量の平均)

1954

1956

1957

原材料 A

475t.....36,000ffrs/t

40,000ffrs/t

42,000ffrs/t

原材料 B

280t.....31,000ffrs/t

32,000ffrs/t

30,000ffrs/t

(b) 製品, 半製品および消耗品

新 必 要 在 庫

指

数

(1950年から54年に至る5会計年度の在庫額の平均)

1956

1957

製 品 X

6,800,000ffrs.....1.30

1.30

半製品 Y

8,200,000ffrs.....1.20

1.35

消耗品 Z

4,600,000ffrs.....0.90

1

【2】 1956年度の免税の対象となる最高限控除額の修正計算：

(i) 変動額の修正：

(a) 原材料 (数量法による)

A..... $475 \times (40,000 - 36,000) = 1,900,000\text{ffrs}$ B..... $280 \times (32,000 - 31,000) = 280,000\text{ffrs}$

最高限変動額の修正額..... 2,180,000 ffrs

(b) 製品, 半製品および消耗品 (指数法による)

製 品 X..... $(6,800,000 \times 1.30) - 6,800,000 = 2,040,000\text{ffrs}$

半製品 Y (8,200,000 × 1.20) - 8,200,000 = 1,640,000ffrs

消耗品 Z (4,600,000 × 0.90) - 4,600,000 = -460,000ffrs

最高限変動額の修正額 3,220,000ffrs

(ii) 1956年度計算上の最高限控除額の修正計算:

基準額 (=54年12月末日の最高限控除額) 6,300,000ffrs

最高限変動額の修正額 (数量法による) 2,180,000ffrs

最高限変動額の修正額 (指数法による) 3,220,000ffrs

1956年12月末日における計算上の最高限
変動額の修正額 11,700,000ffrs

(iii) 1956年度の免税の対象となる最高限控除額の計算:

税務上の恩典によくさな部分:
(1957年7月19日付省令による)

$(11,700,000 - 8,900,000) \times \frac{1}{4} = 700,000\text{ffrs}$

(iv) 1956年度の免税の対象となる最高限控除額:

「[décote]または[dotation]」

11,700,000 - 700,000 = 11,000,000ffrs

1957年12月末日に終了する会計年度の基準額は——「必要在庫」の再検討に至るまで——11,000,000ffrs である。

【3】 1957年12月末日における免税の対象となる最高限控除額の計算:

(i) 57年12月末日における計算上の最高限変動額の確定:

(a) 原材料 (数量法による)

A.....475 × (42,000-40,000) = 950,000 ffrs

B.....280 × (30,000-32,000) = -560,000 ffrs

計算上の最高限変動額.....390,000 ffrs

(b) 製品, 半製品および消耗品 (指数法による)

製品 X.....(6,800,000 × 1.30) - 6,800,000 = 2,040,000 ffrs

半製品 Y.....(8,200,000 × 1.35) - 8,200,000 = 2,870,000 ffrs

消耗品 Z.....(4,600,000 × 1) - 4,600,000 = 0 ffrs

計算上の最高限変動額.....4,910,000 ffrs

(ii) 57年12月末日における免税の対象となる最高限変動額 (1957年12月13日付省令による)

計算上の最高限変動額:

390,000 + 4,910,000 = 5,300,000 ffrs

免税の対象となる最高限変動額:

5,300,000 × 0.85 = 4,505,000 ffrs

(iii) 57年12月末日付貸借対照表に記載される, 免税の対象となる最高限控除額の確定:

基準額 (=1956年度免税の対象となつた最高限控除額の修正額) 11,000,000 ffrs

免税の対象となる最高限変動額 (57年12月末日における) 4,505,000 ffrs

- 免税の対象となる最高限控除額……15, 505, 000frs
- (1) L. Petit; op.cit., p. 66.
 - (2) 前掲拙稿 九二～三頁。
 - (3) L. Petit; op. cit., p. 67.
 - (4) H. Klinkel; a. a. O., S. 128.
 - (5) 青木脩教授「前掲論文」会計入三巻五号六一頁。
 - (6) H. Klinkel; a. a. O., SS. 123～4.
 - (7) L. Petit; op. cit., p. 68.
 - (8) H. Klinkel; a. a. O., S. 124.
 - (9) H. Peter Holzer & Hanns-Martin Schönfeld; "The French Approach to The Post-War Price Level Problem", The Accounting Review, April 1963, p. 385.
 - (10) H. Klinkel; a. a. O., SS. 124～5.
 - (11) M. Mareuse & J. Nataf; Le Bilan 1958, pp. 364～5.
 - (12) L. Petit; p. 69.
 - (13) H. Klinkel; a. a. O., S. 140.
 - (14) Holzer & Schönfeld; ibid., p. 385.
 - (15) L. Petit; op.cit., p. 69
 - (16) H. Klinkel; a. a. O., S. 125.
 - (17) この棚卸資産準備金を規定した「五一年三月八日付省令は、同時に、生産性の向上に寄与する特定固定資産に限って、初めて加速償却を許可したのであった。この措置を皮切りに、その後、一連の早期償却法が登場するに至るのである。この点については前掲拙稿一一〇頁以下を参照されたい。
 - (18) Holzer & Schönfeld; ibid., p. 385.
 - (19) L. Petit; op. cit., p. 70.
 - (20) H. Klinkel; a. a. O., S. 127.

- (19) 再検討の到来前でも、企業の経営条件が重大にして顕著な変化を蒙り、「必要在庫」の長期にわたる増減を惹き起し、しかも最後の二会計年度の在庫が数量において「必要在庫」と二〇%以上異なっている場合に限り、例外的な再検討が許さる。L. Petit; op. cit., p. 71.
- (20) L. Petit; op. cit., pp. 70~1.
H. Klinkel; a. a. O., S. 128.
- (21) L. Petit; op. cit., p. 70
H. Klinkel; a. a. O., SS. 126~7.
- (22) 基準年度は最初は一九五〇年であったが、「必要在庫」の再検討をおこなった企業や、その後設立された企業に対してはそれに当る年度となった。H. Klinkel; a. a. O., S. 128.
- (23) (24) H. Klinkel; a. a. O., S. 128.
- (25) それ故に、以後、「計算上の準備金限度額」と「免税の対象となる準備金限度額」とを区別しなければならなくなった。
H. Klinkel; a. a. O., SS. 129~30.
- (26) H. Klinkel; a. a. O., S. 129.
- (27)~(30) L. Petit; op. cit., pp. 71~3.
H. Klinkel; a. a. O., S. 131.

(三) 「棚卸資産準備金」制度の検討

以上のように、一九五二年以降に登場した棚卸資産準備金制度は、「必要在庫」なる概念を導入して、「棚卸資産」の固定在高に相当する数期間(最初は二年だったが、その後三年になり、最後には五年になった)の期末平均在庫高を(その種類にしたがい)数量または金額⁽¹⁾(注・)内は引用者)で「必要在庫」として限定し、その後の会計年度末にこの必要在庫の名目的増価分に相当する額(五七年七月省令によって若干修正を加えられたが)を課税利益に賦課することによって、価格変動利得を排除し、以て「企業の運転に必要な不可欠な棚卸資産の維持」(maintien du stock indispensable au

fonctionnement de l'entreprise⁽²⁾) を目的としたものであった。

この準備金制度の支柱をなす「必要在庫」は、すでにみたように、原則として、原材料については数量で、製品・半製品および消耗品については金額で限定される。しかし、前者の場合には、この限定された「必要在庫」量に基準年度の平均単価と当会計年度の平均単価との差額を乗ずることによって、また後者の場合には、基準年度の（取得原価に基づく）「必要在庫」額に当該年度に適用されるべき法定価格変動指数を乗じ、この積から前記「必要在庫」額を控除することによって、準備金の限度額を算出するのである。

このような準備金制度についてはまず第一に注目すべきは、原材料以外のすべての棚卸資産に関し準備金計算の基礎として採択された指数が実に数百品目におよぶ特殊価格指数である点である。⁽³⁾ 棚卸資産価格変動利得排除方法としてのこの準備金制度が、このように特殊価格指数を採択し、個別価格の変動を斟酌しているという事実は、後に吟味する「必要在庫」概念の導入と相俟って、実体資本維持を志向するものであることを意味する。それは、「インフレ的価格水準の影響 (inflationary price level effects) のみならず需給の変動に起因する価格変動の影響をも除去しようとする」ものである。

五二年以降に現われた棚卸資産準備金制度がこのように実体資本維持を志向するに至った現実的基盤は、これを個別価格の跛行的な変動という、五〇年代に入って顕著にみられはじめた経済事情に求めることができよう（第1表参照）。前記Ⅵの制度を基礎にしながらも、実体資本維持の観点から「必要在庫」概念を導入し、価格指数を一層特殊化してその精緻化をはかった、この準備金制度は、このような当時の経済事情から国民経済の一翼を担う企業、とくに巨大企業を保護し、その生産力の維持を推進せんとするフランス租税政策の一環を構成するものといえよう。

つきに吟味すべきは、特殊価格指数とともに棚卸資産準備金制度の骨子をなしている「必要在庫」概念についてで

G. Depallens 柵卸資産価格変動排除のためにフランス税法が採択した前記の諸方策——とくに柵卸資産

第1表 フランスにおける卸売物価指数⁽¹⁾の推移

(1949年=100)

年	(2) 総平均	食糧品	燃料・動力				工業製品							
			平均	石油 製品	石炭	電力	平均	金属製品		非鉄 金属	建築資材	製品化学	繊維製品	木材
								平均	鉄鋼					
1950	108.3	103.2	105.8	114.0	103.3	98.2	113.7	104.9	101.6	115.1	105.2	104.2	132.7	104.0
51	138.3	119.7	126.7	139.6	125.6	108.6	158.7	134.6	126.5	160.4	136.1	128.7	184.4	181.7
52	144.9	131.0	142.3	145.2	145.9	129.2	158.2	161.8	155.7	181.1	153.6	148.9	144.0	219.0
53	138.3	125.3	138.5	134.6	145.2	129.1	149.8	158.1	162.0	145.7	149.6	141.7	137.3	204.0
54	135.9	124.6	138.8	135.5	145.3	129.1	145.1	149.8	151.2	145.3	150.1	138.7	134.4	198.9
55	135.7	122.6	139.5	138.6	145.3	127.6	145.9	159.5	155.9	171.1	151.4	136.9	124.7	207.0
56	141.6	129.3	144.3	143.7	152.2	127.3	151.6	170.5	169.4	174.0	153.6	137.5	126.0	227.0
57	149.7	135.2	161.0	173.8	167.5	125.9	158.9	176.7	182.1	159.3	160.8	137.7	139.3	234.0
58	166.9	163.1	176.8	190.3	185.7	134.0	166.9	188.3	194.9	167.6	177.3	148.0	136.2	252.0
59	174.9	162.3	186.0	200.0	210.0	156.0	179.1	207.0	213.0	189.7	190.1	157.7	138.7	252.0
60	179.4	166.7	186.1	198.6	210.0	157.8	185.3	217.0	223.0	195.4	191.7	159.8	145.8	268.0
61	183.1	169.2	197.0	197.2	212.0	160.4	190.9	218.0	226.0	192.0	197.7	161.3	146.8	307.0
62	188.1	180.2	197.2	195.2	214.0	160.4	192.1	220.0	228.0	191.3	209.0	158.4	144.9	319.0

「出所」 日本銀行統計局外国経済統計年報。

(1) 1950年1月からの新指数。

(2) 1949年の取引高をウェイトとする。対象品目数 478

なお、この表は、前掲詳細に掲載したものを、拡大したものである。

準備金制度——の意義を

- (1) 架空利益 (bénéfices illusaires) に課税しない。
- (2) (それと同時に) 企業がこの架空利益を配当することなく、その「市場に必要な正常在庫」(stock normal nécessaire à la marche) の維持のために使用するよう勧める。

と二点に求め、しかる後にこのような税法の諸規定の基底には一貫して「 Δ 恒常在高 ∇ 思考」(notion de «stock-outil») が流れていることを指摘している。⁽⁶⁾ 棚卸資産準備金制度にみられる「必要在庫」概念は、このように G. De-Pallenn の指摘するごとく、一九四一年以降の一連の税法規定の基底に脈々と流れ続けてきた「恒常在高思考」を最も鮮明に表わしたものと見えよう。

「恒常在高」(eiserner Bestand, stock-outil)なる考え方は、E. Schmalenbachによって初めて明らかにされたものであるといわれる。すなわち Schmalenbach によれば、取引財は、評価目的のために、恒常在高⁽⁷⁾ (eiserner Bestand) と投機在高 (Speculative Bestand) とに区分される。ここに恒常在高とは在庫品管理上通常の場合にはそれ以下に減らすことのできない最小在高 (Mindestbestand) を意味し、土地のとき非消耗性の固定資産と同じ性質をもつものと考えられる。他方、投機在高とは価格の騰貴を期待するためにのみ保持される、在庫品を意味する。したがって、前者は価格変動から切り離され、貸借対照表上当初の原価で据置かれるのに反して、後者は時価をもって評価すべきである⁽⁸⁾、というのである。

「恒常在高」に關する Schmalenbach のこのような考え方は、その後第一次大戦のインフレーションの影響下にあって E. Walb, F. Findelsen などの論者により、実体維持思考と結びつけられて展開せしめられ、貸借対照表上「恒常在高」として拘束された在庫品部分を当初の低い原価のまま据置くとともに、損益計算上当期収益にそれと同じ価格水準を反映する棚卸資産費用を対応させることによって、期中に生じた価格変動利得を排除し、拘束された在

庫部分の維持をはからんとする会計方法であると理解されるに至つたのである。

「必要在庫」概念と結びついた、フランスの棚卸資産準備金制度は、それが「必要在庫」として拘束された棚卸資産のその後における名目的増価分相当額を準備金に繰り入れることによって、課税利益を減少せしめ、拘束された在庫高の維持を意図する限り、右にみた恒常在高法と同じ会計思考に立脚するものであることは明らかである。

しかしながら、フランス税法における棚卸資産準備金制度が右にみたような意味で恒常在高的思考に立脚するものであるとはいへ、その仕組みの上で、恒常在高法と異なる点を有することもまた事実である。すでにみたように、両者はともに価格変動に対処するための実体資本維持方法であるが、一方がこれを取得原価に基づく費用計算の枠の中でおこなうのに対して、他方はこの枠をこえて利益の留保によっておこなうといふ点において異なり、その限りで効果を異にするのである。

まず第一に両者は棚卸資産の貸借対照表価額を異にする。すなわち、価格騰貴の時期には、貸借対照表に計上される棚卸資産評価額は、恒常在高法による限り（個別法によって評価される場合に比較して）低い価格水準を反映するのに反して、棚卸資産準備金制度の下では先入先出法に基づくが故に比較的最近の高い価格水準を反映することとなる。

第二の相違点は（右の点と関連して）価格変動利得が貸借対照表に明示されるか否かに存する。実体資本維持の観点からもっぱら費用評価法と考えられる恒常在高法は、右にみたように、貸借対照表に計上される期末棚卸資産額を低評価するとともに、損益計算上の棚卸資産費用を再調達価格の大きさに近づけることによって価格変動利得を排除せんとする方法である。しかしてこのようにして排除された価格変動利得は、秘密積立金となり貸借対照表には示されない。⁽¹¹⁾これに反して、準備金制度は、費用を超える収益部分として算出された利益の中から価格変動利得分を分離し、貸借対照表上これを法定準備金として明示し、拘束することによって企業外への流出を防止せんといふものである。

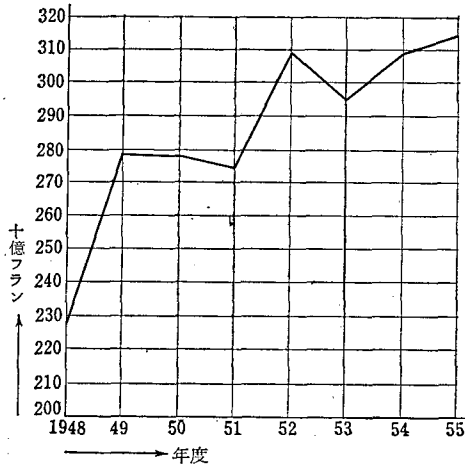
もとより、価格変動利得を課税利益から除去し、実体資本の維持をはかるといふ限りでは、両者は同じ可能性を有するものとしても、除去された価格変動利得を貸借対照表上明示するか、隠蔽してしまうかという点ではきわめて対照的な方法であるといえよう。

第三は恒常在高法が価格の周期的変動の下では効力を發揮する可能性を有するも、その慢性的騰貴の時期には充分に機能しえないのに対して、準備金制度はそのような時期にも実体資本維持を達成する可能性を有するという点である。

アメリカ会計士協会棚卸資産特別委員会は、恒常在高法（当委員会は「基礎在高」法“base stock” method または「基礎棚卸」法“base inventory” method なる名称を用いている）が充分に機能しうるには、価格水準が短期的に騰貴することであっても長期的には同じ水準に復帰するという条件が充されねばならないという。すなわち「基礎在高」法は、その名称の示すごとく、「正常」在庫およびその在庫に附すべき「低価格水準」を確定することによって問題に接近するのであり、このような評価の結果、現在の原材料が現在の売上収益に吸収されることになる。おそらく、「低価格主義」原則が「短期的」観点から保守的評価の目的を達成するものであるに反して、「基礎」在高法は、理論的には、より長期の経済循環に目を向け、高価格水準の後に低価格水準が再現することに注目しているものといえよう⁽¹²⁾と。

ところが、五〇年代のフランスにみられる価格変動の態様は、個別的には不均等であり、しかも特定の財貨については一時的な下落を伴いながらも、全体的には（五四、五両年の小休止を除けば）上昇してゆく趨勢にあり、右に引用した棚卸資産特別委員会の見解にみられるような、低価格水準の回帰という、恒常在高法が充分に機能しつづけるに不可欠な条件の出現を許すものではない。他方、棚卸資産準備金制度はこのような価格の慢性的上昇期にも実体資本維持機能を果す可能性を有するのである。

第2表 各産業部門の主要会社53社の棚卸資産額の推移



〔出所〕 M. Malissen; Investissement et Financement 1957, p. 83.

右にみた棚卸資産準備金制度に対する論者の批判は、も
 っぱら、この制度の骨子をなす「必要在庫」の決定に集中
 する。すなわち、価格変動利得算出の基礎となる、この
 「必要在庫」として、当初は一九四九年度と五〇年度の期
 末在高の平均、後には五〇年度から五四年度に至る五会
 計年度の平均期末在高が用いられたが、これらの数値はい
 ずれも当該時点にたまたま保有されている在高の平均にすぎ
 ない。したがって、それは企業経営に不可欠な在高たる
 「恒常在高」と必ずしも一致せず、その限りでは実体資本
 維持を保証するものではない、というのである。⁽¹³⁾

この点についてさらに注目すべきは、「必要在庫」が
 四九・五〇両年度の平均期末在高から後には五〇〜五四年と
 いう五年度のそれへ変わったことである。「必要在庫」高
 がこのように変わったのは何故か。それは、また、当時の
 経済的基盤との関連において考察するとき、企業にどのよ
 うな効果を及ぼすであらうか。

重工業部門を中心とする、フランス産業の設備投資は、
 五〇年代に入るや、著しく活潑化し、第二次大戦によって
 破壊された設備や大戦中およびそれ以前から繰延べられた
 旧設備の補填・更新から積極的な拡張投資へと重点を移動
 しはじめたのである。このような設備投資の活潑化は在庫
 投資の拡大を誘発し在庫品保有高を増加させることになる。

(第2表参照)

経済的基盤の変化に伴う、企業の在庫品保有高の増大という。このような事実こそ、「必要在庫」数値の変更をうながした要因であると考えられる。しかし、在庫品保有高が増大する傾向である限り、個々の企業の「必要在庫」高が大きくなるのは改めて指摘するまでもなからう。

「棚卸資産準備金」制度の下では、このように、「必要在庫」高が大きくなればなるほど、価格の漸進的騰貴という前提条件が充される限り、企業、とくに巨大企業は、準備金設定額の増加↓課税利益の減少というプロセスを通して、資本蓄積を推進する可能性を与えられることになる。

(付記)

このような「棚卸資産準備金」制度は、その後税制改革を規定した一九五九年二月二十八日付法律によって廃止されるに至った。「新フラン」(nouveau franc)の導入に伴い、今度こそ貨幣価値の安定が回復されるであろうと予想されたためである。

それにもかかわらず、この法律は、他方で、「価格騰貴準備金」(provision pour hausse des prix)の設定を許したのである。つまり、企業は、二会計年度中に一〇%以上の価格騰貴が確認された場合に限り、騰貴分のうち一〇%を超える額を、免税の下に、「準備金」に計上する可能性を与えられたのである。

- (1) 青木脩教授「貨幣価値変動時における棚卸資産維持方法」企業会計 一五巻三号 二七頁。
- (2) G. Depallens; *op. cit.*, p. 60.
- (3) たとえば H. Kinkel; *a. a. O.*, S. 139. 141. 青木脩教授「フランス資本維持会計の一考察」会計八三巻五号六七頁などを参照。

(4) Holzer & Schönfeld; *ibid.*, p. 387.

(5) (6) G. Depallens; *op. cit.*, pp. 59~60.

(7) 「在庫品は、取引財としてのその性質にもかかわらず、設備財と近似性を有するのであり、この近似性から評価の類似性

が生ずることを明らかにせんがためであった」E. Schmalenbach, Grundlegen dynamischer Bilanzlehre 1925, S. 183.

(8) E. Schmalenbach; a. a. O., S. 171 ff.

杉本秋男教授 動的会計学研究 昭和十二年二五〇頁以下。岩田厳教授 利潤計算原理 昭和三十一年三一頁。黒沢清教授 会计学 昭和三十一年三八九頁以下参照。

これらの書物から Schmalenbach のいう恒常在高概念には、第三版以降、変更がみられるに至ったことを知ることができぬ。

(9) 中野勲氏「西独会計実践と実体維持計算」企業会計一六巻九号四八頁。

(10) 片野一郎教授 前掲書 三六七頁。

片野教授のこの論評は、直接には、四一年省令による「棚卸資産更新準備金」に対してなされたものであるが、五二年以降の「準備金」にもそのまま妥当するであろう。

(11) K. Hax; Die Substanzerhaltung der Betrieb 1957, S. 119ff. SS. 148~9. H. Kinkel; a. a. O., S. 139.

(12) A.I.A. Special Committee on Inventories; "Valuation of Inventories" Journal of Accountancy, August 1930.

(13) Holzer & Schönfeld; ibid., p. 386.

H. Kinkel; a. a. O., S. SS. 141~2.

四 ち む す び

棚卸資産評価に関してフランス政府が採択してきた、以上のごとき種々の税務上の措置は、ひとしく、第二次大戦勃発以来進行しつつあった著しく加速度的な価格騰貴を背景に、棚卸資産に関する価格変動利得を課税利益の計算から除去し、以て棚卸資産会計の面から国民経済の一環を構成する個別企業の生産力の維持をはかることを主目的としたものであった。

より厳密にいえば、これらの措置のうち〔I〕〔II〕〔III〕が、購買力資本維持思考に立脚し、その限りで固定資産再評価を中

核とする「貸借対照表再評価法」に呼応して、四〇年代半ばから五〇年代初めにかけてフランスを脅やかした急激なインフレーションから企業資本の喰い潰しを阻止せんとしたのに対して、〔Ⅳ〕〔Ⅴ〕は五〇年代にみられる個別価格の跋行的変動から企業を保護し、その実体の維持を目的としたものであり、時期的には「再評価法」よりもむしろ各種の特別償却に呼応するものといえよう。

とりわけ、〔Ⅴ〕の「準備金」制度は、〔Ⅳ〕の制度を継承しつつも、実体資本維持の観点から、一方では新しく「必要在庫」(stock indispensable)なる概念を導入し、他方では準備金算出の基礎となる価格指数を一層特殊化して、その精緻化をはかったものであり、当時の経済事情から国民経済の一翼を担う企業、とくに巨大企業の生産力の維持を推進せんとするフランス租税政策の意図をより明確にあらわしているものと考えることができる。(一九六五・三・二五)